

「保健師実践能力および保健師実践能力習熟段階」について

1. 保健師実践能力及び保健師実践能力習熟段階作成の背景

【保健師の対応する健康課題の変化】

- 2040 年に向け、出生数の減少と死亡数の増加の同時発生による人口減少や 8050 世帯や介護と育児のダブルケアなど、一つの世帯に複数の課題が存在している状態や世帯全体が孤立している状態など、人々の複雑化・複合化するニーズの増大はさらに進む。
- また、健康課題のグローバル化とともに、都市型地域での高齢者人口の大幅増や、地方での著しい人口減少など、地域ごとの人口規模・構造が多様化も進む。
- これらの課題については、地域共生社会の実現を目指した取り組み、新興感染症や気象災害等の健康危機への対応、治療や療養および看取りの場の地域への移行などが行われており、保健・医療・福祉等における保健師を取り巻く状況も変化している。
- 保健師が人々の健康を保持・増進していくためには、それらの社会の変化に対応して活動を創造すること、またそのための能力開発を継続的に行っていくことが不可欠である。
- 更に、2026 年 5 月 15 日に発出された「地域における保健師の保健活動について」では、保健師のマネジメントについて記載され、実践能力に加え、マネジメント能力を育成し、双方を備えた保健師が求められることが記載された。

【保健師の働き方の変化】

- 保健師は、従来、新卒から退職まで同一の職場で就業する場合が多かったが、自治体から別の自治体へなどの同じ活動領域での職場の変更だけでなく、行政から産業へ、医療から福祉へなどの活動領域の変更を行いながら活動を継続する保健師も増え、加えて NPO や自営など、活動の場も拡張している。
- また、行政においては、保健師の活動部署が多岐にわたっており、同じ自治体で就業を継続していても、数年ごとに活動部署が変更する場合もある。
- このように保健師の活動の場が多様化する中で、一人配置であったり、新たな配置により、保健師自身が主体的に能力向上を行い活動を切り開いていく必要性が高まっている。

【人生 100 年時代のキャリア】

- 保健師を含む看護職は「保健師助産師看護師法」では、「免許を受けた後も、臨床研修等その他の研修を受け、その資質の向上に努めなければならない」、「看護師等の人事確保の促進に関する法律」では、「保健医療の重要な担い手としての自覚の下に、高度化し、かつ、多様化する国民の保健医療サービスへの需要に対応し、研修を受ける等自ら進んでその能力の開発及び向上を図るとともに、自信と誇りを持ってこれを看護業務に発揮するように努めなければならない」とされている。
- 専門職として引き受ける責任の範囲を明示している看護職の行動指針である「看護職の倫理綱領」においても、「看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に務める」と明記されている。
- このように、能力の開発・維持・向上をするための生涯学習は、専門職である保健師の責務である。
- また、人生 100 年時代において、日本では働くことやキャリアに関する考え方に変化が生じている。
- 2015 年の職業能力開発促進法の改正においては、自ら職業人生設計（キャリアデザイン）を行い、自身の職業能力の開発・向上に努めるという、個々人の努力義務が明記された。
- 職業に従事する期間が延伸する中、自らのキャリアはどうありたいのかを考え、主体的にキャリアを形成していくことが不可欠であり、それは保健師も例外ではない。

【役割発揮を支える生涯学習の推進】

- 保健師が生涯を通じて、役割発揮をしていくためには、能力の開発・維持・向上が不可欠である。
- 保健師を含む看護職全体に向け、本会では、看護職の主体的な学びを推進するため、2023 年度に「看

「看護職の生涯学習ガイドライン」(以下ガイドライン)を公表した。

(<https://www.nurse.or.jp/nursing/learning/index.html>)

- ガイドラインでは、看護職が主体的に学んでいくための考え方を示すとともに、看護職の学びを支援する際のポイントを示している。さらに、生涯学習を支援するため、看護師・助産師については、ガイドラインのほか、推進のための小冊子や、実践能力および実践能力習熟段階を作成・公表している。
- 保健師についても、働く領域や場所にかかわらず、生涯にわたって主体的に学び、能力開発していくための支援のあり方の検討を行っており、学びの羅針盤となる保健師実践能力および習熟段階について2023年度より検討を進めてきた。

2. 保健師実践能力(案)(表1)

1) 保健師実践能力とは

働く場や領域等に関わらず、公衆衛生看護活動を遂行するにあたり、全ての保健師に共通して必要な能力

*ガイドラインでは、活躍するためには「社会人に求められる能力」「看護職に求められる能力」「所属する組織で求められる能力」に大別して考えるとされ、そのうち「看護職に求められる能力」は職種に共通して求められる能力(「保健師実践能力」)に加え、領域に応じて必要な能力や管理者等の特定の役割を果たすために必要な能力がある、としている。

2) 保健師実践能力の構造と内容

働く場や領域、職位等に関わらず、すべての保健師に共通する能力として、「専門的・倫理的・法的な実践能力」「ヘルスプロモーションの実践能力」「公衆衛生看護管理能力」「専門職としての自律と専門性の開発能力」の4つの能力で構成される。それぞれの能力は、以下の構成要素からなる。

専門的・倫理的・法的な実践能力	「責務に基づく実践」「倫理実践」「法に基づく実践」
ヘルスプロモーションの実践能力	「コミュニティマネジメント」「アセスメントと分析」「健康増進・予防活動」「調整と連携・協働」「ケアシステムの構築」
公衆衛生看護管理能力	「情報・科学技術の活用と管理」「人材育成・人材管理」「健康危機管理」「組織マネジメント」
専門職としての自律と専門性の開発能力	「専門性の強化と社会貢献」「科学的探究と創造」「生涯学習とウェルビーイングの向上」

3. 保健師実践能力習熟段階(案)(表2)

- 保健師実践能力が向上する過程を「保健師実践能力習熟段階」として示す。
- 習熟段階は「レベルⅠ：必要に応じ助言を得て実践する」から「レベルⅤ：より複雑な状況において、組織や分野を超えた活動を創造し、展開する」の5段階とする。この習熟は、経験年数や役職との連動ではなく、より複雑な課題への対応・より広がりのある活動の実践を行う、という実践能力の習熟を示すものである。
- このレベルの定義にあわせて、能力および構成要素ごとに習熟の状況を記述している。習熟の状況の表現については、「実践能力」であることを鑑み、知識・技術の保有にとどまらず実践において能力を示す形になるよう整理した。
- 「ヘルスプロモーションの実践能力」の構成要素「アセスメントと分析」「健康増進・予防活動」「調整と連携・協働」については、保健師が個人・家族のみならず、集団・組織・地域社会等のコミュニティやシステムも支援するという特性を有することを踏まえ、習熟段階の内容についても、「①個人・家族」「②コミュニティ」に分けて記載している。

4. 保健師実践能力および習熟段階の活用について

1) 保健師自身の主体的な学習の計画・実施

保健師自身が将来どのように活動したいかなどの目標を持ち、その実現に向かって計画的に学んでいく

際に活用することを想定している。

具体的には、ガイドラインに示すように、生涯学習の計画を立てる際に、保健師として活躍するために必要な能力の全体像を確認し、また自身の今ある能力の到達段階を確認するとともに開発すべき能力を明確化するために活用する。

2) 異動や転職の際に保有している能力の確認

部署異動や転職等の際に、保健師自身がこれまでの活動の棚卸をするとともに、この保健師実践能力習熟段階を領域等にかかわらず活動・実践における共通の指標として用いて、自身の能力の開発状況を評価し、新たな職場の管理者と共有するために用いることを想定している。

それにより、異動・転職先においても、保有している能力の活用が進むと同時に、新たな活動において、強化が必要な能力の特定と学びの計画が推進されることが期待できる。

3) 統括保健師等が自組織に必要な人材像や人材育成計画を立案する際に参照

各組織のミッション・ビジョンに基づく必要な人材像や必要な能力の特定、人材育成計画等を立案する際に参照することを想定している。

参照することにより、保健師として共通に必要な能力と、自組織に特有で求める能力等を明確にすることが可能となる。人材の採用や育成時に、自組織のミッション・ビジョン等とともに、必要な人材像・能力等を明示することで、組織エンゲージメントの向上も期待できる。

4) 他職種や関係者等へ保健師の専門性等を説明する際のツールとして活用

保健師を雇用する組織や人材育成等を支援する組織の関係者へ、保健師の専門性・保有する専門的な能力を説明する際のツールとして活用することを想定している。

それにより、保健師の専門性を生かした配置や活動の促進、研修や人材育成の推進等に寄与することが期待できる。

また、関係者以外にも広く社会に対し、保健師の専門性・保有する専門的な能力を明示するツールとなる。

5. 今後の予定

保健師の生涯学習を支援するため、2027年度に、保健師実践能力を獲得するための学習項目の検討を行うとともに、生涯学習をガイドする冊子作成にも着手する。

◆参考：保健師実践能力及び習熟段階の策定プロセス

1) 検討体制

基礎教育、現任教育、行政・産業保健・福祉領域の保健師等の有識者からなる特別委員会・WG等を日本看護協会に設置し検討を行った。

2) 策定プロセス

- 検討に当たっては、基礎教育における「保健師に求められる実践能力」（看護師等養成所の運営に関する指導ガイドライン）や全国保健師教育機関協議会「公衆衛生看護学教育モデル・コア・カリキュラム」、「保健師のコアバリューとコアコンピテンシー」、「自治体保健師の標準的なキャリアラダー」など、保健師の能力開発等に係るすでに公表されている内容との整合を考慮した
- さらに、産業保健分野や地域包括支援センター向けに検討されたキャリアラダー等についても、齟齬がないよう参照した。
- 習熟段階の具体的な記述においては、実際の各領域での習熟レベルごとに想定される保健師活動を踏まえ、活動領域に特化せず共通かつ実践に即した内容となるよう留意した。
- 働く場や領域を問わずすべての保健師が活用可能な内容となるよう、本会及び都道府県看護協会の職能委員等の関係者からの意見収集や、様々な領域の保健師へのヒアリングを実施した。